

いろいろな病院名

会誌編集部

1. はじめに

病院には病院名以外に“独立行政法人〇〇機構”や“医療法人〇〇会”などといった設立母体を表す名称がついている。これ以外にも一定の機能を備えていると付与できる名称がある。たとえば総合病院やがん診療連携拠点病院、地域医療支援病院、救急（指定）病院や地域中核病院などである。これらの名称について調べた。

まず医療法を読んだ。法は他に政令や省令があり3つを合わせて法令という。医療法の場合は医療法施行令、医療法施行規則がある。また法令を受けて厚生労働省の次官や各部局の局部課長が各都道府県などに行う通知（運用詳細通知）がある。

医療法¹⁾(1948年制定)では、病院の定義・名称使用の基準、診療所や助産所の定義、医療安全、広告の制限、開設許可基準（人員配置基準、構造設備基準、管理運営基準など）、医療計画、病床種別（結核、感染、一般、療養）、医療法人格などが定められている。

2. 病院を作るには

どこにどんな病院をどれだけ作るかは都道府県に任されており、病院を開設するときは、保健所（保健所のない場合は市役所の担当部門）を通じて届出を行い都道府県知事の許可を受ける必要がある。都道府県は医療法に定められた医療計画（第30条の4）に沿って保健医療計画を策定し運営するように決められているためだ。病院の開設はかつて医療法第21条、23条にもとづき、要件に適合するときは許可を与えなければならなかったのだが、1985年12月に行われた医療法改正以降は、医療計画に照らし、許可を与えないことができるようになったという²⁾。

医療計画は「(1)必要的記載事項として、医療圏の設定と必要病床数の算定を、また(2)任意的記載事項として、へき地医療及び救急医療の確保等医療を提供する体制の確保に関する必要な事項を、それぞれ定めること³⁾」が必要で、医療提供体制の確保にあたっては、特に4疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）・5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）について、医療機能や地域の医療機関が担う役割を明らかにし、医療連携体制を推進することが求められており、5年ごとに見直しを行う。

国の開設する病院などが届出を行う先は医療法施行令に載っている⁴⁾。

3. 設立母体別

1) 種類

設立母体別にみると27種類ある（表1⁵⁾）。医療法には公的医療機関（第5章）と医療法人（第6章）が載っている。開設許可には医療法が適用されるが、開設者については個別の法令に基づく施設もある。例えば独立行政法人労働者健康福祉機構法（設立する病院は、労災病院）、独立行政法人国立病院機構法（同、旧国立病院）、文部科学省の大学設置基準（同、大学病院）、地方自治体法（同、県立病院や市

町村立病院)、などである。また表1には会社立の病院がある。営利企業による病院経営は認められていないが「法改正以前に設立されたもの⁶⁾」として認められている。

「公立病院などは、地域に病院の設立が遅れた地方や採算が合いにくく民間が積極的に行わない診療(がん、小児、循環器、精神など)を中心に病院を設立していきました。がんセンターや小児医療センターなどに国公立病院が多いのはこのためです⁷⁾」と紹介されており、公立病院の設立経緯の一端を知ることができた。

表1 開設者別にみた施設数及び病床数

平成21年2月末現在

	病 院		一般診療所		歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数
総数	8 766	1 606 445	99 545	145 397	68 067
国					
厚生労働省	22	12 191	26	—	—
独立行政法人国立病院機構	145	57 296	1	—	—
国立大学法人	48	32 757	119	—	3
独立行政法人労働者健康福祉機構	34	13 237	8	—	—
その他	26	3 925	437	2 297	2
都道府県	266	72 084	267	131	10
市町村	725	157 965	3 162	2 723	278
地方独立行政法人	22	12 637	7	—	—
日赤	92	37 589	205	19	—
済生会	81	22 609	47	—	—
北海道社会事業協会	7	1 871	—	—	—
厚生連	116	36 541	66	60	—
国民健康保険団体連合会	1	170	2	—	—
全国社会保険協会連合会	52	14 364	1	—	—
厚生年金事業振興会	7	2 808	2	—	—
船員保険会	3	816	23	10	—
健康保険組合及びその連合会	14	2 941	390	22	4
共済組合及びその連合会	45	14 656	234	10	7
国民健康保険組合	1	320	13	—	—
公益法人	391	92 543	887	489	164
医療法人	5 709	849 371	34 856	92 334	10 187
学校法人	106	54 691	183	115	15
社会福祉法人	184	32 738	7 029	385	28
医療生協	84	13 976	326	313	44
会社	68	13 828	2 263	36	18
その他の法人	44	8 919	609	261	81
個人	473	43 605	48 382	46 192	57 226

2) 名称

都道府県立病院の病院名は条例で定められている。医療法人の場合は医療法で「医療法人と称する(39条の2)¹⁾」と決められており“医療法人〇〇会△△病院”と表されていることが多い。ただしひとつの病院あるいは診療所だけを運営する場合は医療法人△△病院だけでもよい⁸⁾。

医療法人名は、①医療法人**と称すること、②優良**センターや、特別**など一般市民に誤解を与える誇大広告的な名称をつけないこと、③国名、都名、区名及び市名をつけないこと、④既存の医療法人(隣接地域にあるものを含む)の名称と同一または紛らわしい名称は避けること、⑤取引会社など関係がある会社の名称は用いないこと⁹⁾があげられている。

病院名の制限については全国的かどうかはわからないが、医師会の内規で定められている地域もある¹⁰⁾。

4. 病床種類別

当初医療法では精神病床、伝染病症、結核病床、その他の病床に区分されていたが、高齢化や疾病構造の変化、少子化といった理由で改正され、さらに2000年には患者の病態に合わせ一般病精神病床、感染症病床、結核病床、一般病床と療養病床に区分された(図1)¹¹⁾。

精神病床を80%以上有する精神科医療を担う病院は精神科病院といい、結核病床を80%以上有する結核医療を担う病院を結核病院と呼ぶ。感染症法に規定された患者を入院させるための感染症病床のみの医療機関を感染症病院と呼ぶ¹²⁾。現在の医療法では「対象とする患者(精神病患者、結核患者)の相違に着目して、一部の病床については、人員配置・構造設備基準の面で取扱いを別にして¹³⁾」と扱われている。

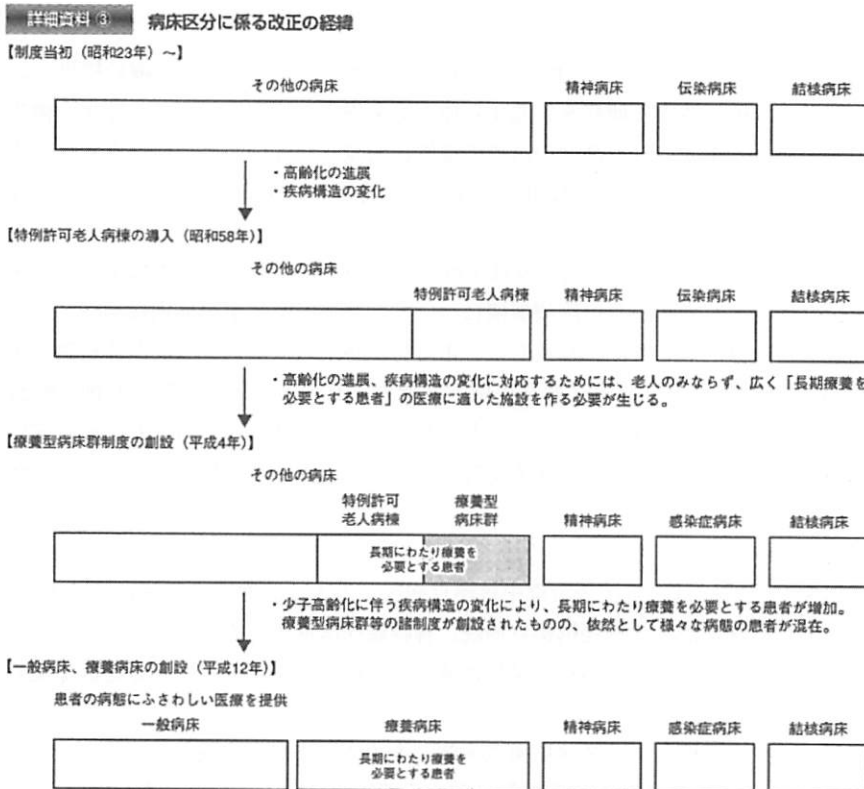


図1

5. 病床数別

医療法では病院の要件のひとつとして「医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であつて、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的かつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない¹⁾」と20床以上であることを定めている。これ以外にも病床数による区分がある。

総合病院という名称を使うには100床以上必要であるとされていた。「患者100人以上の収容施設を有し、その診療科目に内科、外科、産婦人科、眼科および耳鼻咽喉科を含み、かつ科学、細菌および病

理の検査施設、病理解剖室、研究室、講義室、図書室、救急用または患者輸送用の自動車等を有する場合、その所在地の知事の承認を得て、総合病院と称することができる¹⁴⁾。これはかつて医療法で定められていたが、廃止され現在は概念として残っている¹⁵⁾。現在では“地域中核病院”という名称で表わされている場合もあるそうだが¹⁶⁾ 病院名そのものに使われていることは当協議会の会員名簿を見る限りない。

“地域医療支援病院”は200床以上、“特定機能病院”は400床以上必要と機能的な名称付与の要件にも病床数が含まれている。大学の付属病院は600床以上（「大学病院が存在するのは文部省の規定により各医学校に六〇〇床以上の付属病院の設置が義務づけられているから¹⁸⁾」）必要であるとされている。

6. 機能別

1) 特定機能病院¹⁸⁾

医療法に定められており、「医療施設機能の大系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認するもの」である。承認には、高度の医療の提供、開発及び評価並びに研修を実施する能力を有すること、紹介率30%以上の維持、病床数400床以上や人員配置、構造設備などの要件がある。

2) 地域医療支援病院¹⁸⁾

1997年から医療法で定められており、「地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県知事が個別に承認するもの」である。承認には、開設主体を原則として国、都道府県、市町村、特別医療法人、公的医療機関、医療法人などとしており、紹介率80%以上、救急医療を提供する能力を有すること、建物、設備、機器などを地域の医師などが利用できる体制を確保していること、地域医療従事者に対する教育を行っていること、原則として200床以上の病床、および地域医療支援病院としてふさわしい施設を有することが挙げられている。

3) ○○拠点病院

兵庫県保健医療計画¹⁹⁾には、エイズ治療中核拠点病院、エイズ診療拠点病院、エイズ治療拠点病院、肝疾患診療連携拠点病院、がん診療連携拠点病院、神経難病医療ネットワーク拠点病院、広域搬送調整拠点病院、災害拠点病院、小児救急拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、へき地医療拠点病院などが定められている。

i) エイズ治療中核拠点病院、エイズ診療拠点病院、エイズ治療拠点病院^{20, 21)}

平成18年4月から「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針見直し検討会報告書」（平成17年6月13日付）により改正された予防指針が適用されている。

エイズ診療拠点病院は、総合的なエイズ診療の実施、必要な医療機器および個室の整備、カウンセリング体制の整備、地域の他の医療機関との連携、院内感染防止体制の整備、職員の教育、健康管理を行うことが挙げられている。

エイズ治療中核拠点病院は、HIV感染者・エイズ患者が安心して医療を受ける体制を整備する目的で、エイズ治療の地方ブロック拠点病院（全国14カ所）に加えて平成18年4月から創設されたもので、拠点病院の中から都道府県が原則1カ所選定する。

ii) がん診療連携拠点病院・地域がん診療連携拠点病院：がん対策基本法^{22, 23)}

がんを克服することを目指し、がんの予防や診断、治療などについて研究を推進し、技術を向上させること。それらの普及、活用、発展をさせること。がん医療の均てん化の促進や、専門的な知識及び技

能を有する医師その他の医療従事者の育成などを基本理念にしており、指定は、都道府県が推薦し、第三者によって構成される検討会の意見を踏まえ、厚生労働大臣が行う。指定要件別に4種類²⁴⁾ある。

①国立がんセンター中央病院および東病院

他のがん診療連携拠点病院への支援、並びに専門的医師などの育成などの役割を担う。

②地域がん診療連携拠点病院

診療機能・医療従事者・情報提供体制の3項目で指定要件がある

③特定機能病院の場合のがん診療連携拠点病院

②に加えて、腫瘍センターなどの設置や、他のがん診療連携拠点病院への医師の派遣に関する要件が追加される。

④都道府県がん診療連携拠点病院

②に加えて、がんを専門とする医療従事者へ研修を行うことや、都道府県がん診療連携評議会の設置などに関して要件が追加されている。各都道府県におおむね1カ所整備する。

iii) 肝疾患診療連携拠点病院²⁵⁾

都道府県の肝疾患治療の中心的役割を果たすために都道府県が指定する病院で、原則都道府県に1カ所指定される。医療情報の提供や専門医療機関などに関する情報の収集や提供、医療従事者や地域住民を対象とした研修会・講演会の開催、相談支援。専門医療機関などとの協議の場の設定をその機能としている。

iv) 災害拠点病院：災害拠点病院整備事業実施要綱^{26, 27, 28)}

平成8年に厚生省が発令した「災害時における書記救急医療体制の充実強化を図るための医療機関」で定められた病院で、①24時間いつでも災害に対する緊急対応ができ、被災地域内の傷病者の受け入れ・搬出が可能な体制を持っていること。②実際に重症傷病者の受け入れ・搬送についてヘリコプターなどを使用して行うことができる。③消防機関（緊急消防援助隊）と連携した医療救護班の派遣体制がある。④ヘリコプターに同乗する医師を派遣できること、さらにこれらをサポートする十分な医療設備や体制等がそろっており自己完結型で医療チームを派遣できる資器材を備えていること。が求められ、基幹災害医療センターや地域災害医療センターの設置が定められている。

4) 指定医療機関^{29, 30)}

指定医療機関とは、特定の医療に関する特定の治療を行うことのできる医療機関で、厚生労働大臣や都道府県知事が指定するものをいう。感染症は危険性が高い順に一類から五類までである。一類感染症にはエボラ出血熱、天然痘などの7疾患があり、二類感染症は結核やジフテリアなど5疾患がある。三類感染症はコレラや腸チフスなどの5疾患である。

i) 感染症・第一種・第二種指定医療機関^{31, 32)}

感染症の予防及感染症の患者に対する医療に関する法律^{30, 31)}により定められている。感染症の種類により、下記のように分かれる。

①特定感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症の患者および新感染症の所見がある者に対する医療機関として厚生労働大臣が指定する。

②第一種感染症指定医療機関：一類、二類感染症の患者に対する医療機関として都道府県知事が指定する。

設備面での要件は省略するが、おおむね300床以上で、診療科名に内科、小児科、外科があり、それぞれに常時勤務する医師がいること、院内感染対策委員会が設けられており、専任の院内感染対策を行う人員を配置していること。などがあげられている。

③第二種感染症指定医療機関：二類感染症の患者に対する医療機関として都道府県知事が指定する。ここでは設備に関する要件は定められているものの、病床数に関する記載はなかった。

②や③に定められたほかには、対象区域の人口やその他の事情を考慮し指定に必要な病室（第一種病室や第二種病室）の病床数が適当と認められた場合に指定が行われる。

ii) 救急指定医療機関（救急（指定）病院）：消防法^{33, 34)}

消防法に基づき発令された「救急病院等を定める省令」では、消防法に規定する救急隊によって搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関の基準として、医療機関の申し出を都道府県知事が認定する。

救急医療に熟知し経験を有する医師が常時診療に従事していること、X線装置など救急医療を行うために必要な施設や設備があること、救急隊が搬送しやすい場所にあり、搬入に適した構造設備があること、専用病床もしくは優先的に使用される病床があること。などがある。

他には労災保険指定医療機関、指定自立支援医療機関（更生・育成・精神・通院）、生活保護法指定医療機関、指定療育医療機関、結核指定医療機関、指定療育機関、戦傷病者特別援護法指定医療機関、原爆被害者医療指定医療機関などがある。この指定を受けている医療機関を受診することで、利用者は公的な医療補助をスムーズに受けることができる。

7. おわりに

きっかけは会誌だった。巻頭言で最近の病院運営の厳しさを感じ、会員名簿で病院名の前につく名称が変わる施設のあることを知り、さらに会員紹介で勤務先の病院を紹介している記事を読み、病院で働いていても病院や医療のしくみについて知らないことばかりあると思ったからだ。

医療制度は社会保障制度のひとつであり、医療法だけでなく多くの法令により病院はできていること、必要とする医療は地域ごとに異なるため各都道府県が医療法に定められた医療計画を立てて運営を行っていること、病院と診療所あるいは病院同士でも機能の分化をはかるため、設備や人員、規模など一定の条件を満たした施設に名称を付与していることなどがわかった。

参考文献・引用文献

- 1) houko.com. 医療法. <http://www.houko.com/00/01/S23/205.HTM> [引用日 2009.8.10]
- 2) 現行の医療計画制度について. <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/old/minutes/wg/2004/1005/item04.pdf> [引用日 2009.11.27]
- 3) 第5次長野県保健医療計画（案）について. <http://www.pref.nagano.jp/eisei/imu/singi/h20.3.7/siryou3.pdf> [引用日 2009.11.27]
- 4) houko.com. 医療法施行令. <http://www.houko.com/00/02/S23/326.HTM> [引用日 2009.8.26]
- 5) 厚生労働省. 2. 開設者別に見た施設数及び病床数. 医療施設動態調査（平成21年3月末概数）. <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/iryosd/m09/is0903.html> [引用日 2009.7.22]
- 6) 木村憲洋, 川越 満: イラスト図解病院のしくみ. p.38. 日本実業出版社. 2005年
- 7) 木村憲洋, 川越 満: イラスト図解病院のしくみ. p.19. 日本実業出版社. 2005年
- 8) 医療法人の開設する病院等の名称について. 平成3年2月26日指12号. 香川県衛生部長宛て厚生省健康政策局指導課長回答. <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyou/igyoukeiei/tuchi/030226.pdf> [引用日 2009.9.3]
- 9) 医療法人の名称について <http://iryou-houjin.dreamblog.jp/12/23/> [引用日 2009.12.2]
- 10) 医療法人聖峰会マリン病院院長あいさつ <http://www.marine-hp.com/greeting.html> [引用日 2009.9.3]
- 11) 平成20年版厚生労働白書資料編. ②保健医療 詳細資料③病床区分にかかる改正の経緯. p.43.
- 12) 賢い患者になるための病院選び総合ガイド. <http://www.hospital2.net/class/facilities/psychiatry.htm>. [引

用日 2009.11.11]

- 13) 平成20年版厚生労働白書資料編。②保健医療 医療施設の類型。p.41
- 14) 下中 弘：世界大百科事典。平凡社。1988年
- 15) 木村憲洋，川越 満：イラスト図解病院のしくみ。p.19。日本実業出版社。2005年
- 16) 木村憲洋，川越 満：イラスト図解病院のしくみ。日本実業出版社。2005年
- 17) 池上直己，J.C.キャンベル：日本の医療 統制とバランス感覚。p.64 中央公論新社。1996年。
- 18) 平成20年版厚生労働白書資料編。②保健医療 詳細資料①特定機能病院。詳細資料②地域医療支援病院。p.42
- 19) 兵庫県：兵庫県保健医療計画について。http://web.pref.hyogo.lg.jp/hw02/hw02_000000001.html [引用日 2009.8.10]
- 20) エイズ治療の拠点病院の整備について（通知）。http://api-net.jfap.or.jp/mhw/document/doc_02_24.htm [引用日 2009.11.26]
- 21) エイズ治療の中核拠点病院の整備について（通知）。
http://api-net.jfap.or.jp/mhw/document/doc_01_0331001.htm [引用日 2009.11.26]
- 22) がん対策基本法。http://law.e-gov.go.jp/announce/H18HO098.html [引用日 2009.11.05]
- 23) がん診療連携拠点病院の整備について。http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/02/tp0201-2.htm。 [引用日 2009.9.11]
- 24) ウィキペディア。がん診療連携拠点病院。[引用日 2010.4.19]
- 25) ウィキペディア。肝疾患診療連携拠点病院。[引用日 2009.11.26]
- 26) 独立行政法人国立病院機構災害医療センター。災害拠点病院とは。
http://www.hosp.go.jp/~tdmc/dm_kyotenbyouin.htm [引用日 2009.11.25]
- 27) 災害拠点病院の指定について。http://www1.mhlw.go.jp/houdou/0901/h0116-3.html [引用日 2009.11.27]
- 28) ウィキペディア。救命救急センター [引用日 2009.9.4]
- 29) 神戸大学医学部附属病院。兵庫県医療機関情報システム。[引用日 2009.11.19]
- 30) 色々な条件で医療機関を探す-愛媛県医療・薬局機能情報システム。[引用日 2009.11.19]
- 31) 感染症の予防及感染症の患者に対する医療に関する法律。
http://www.acc.go.jp/mlhw/mhw_kansen_law/114.htm [引用日 2009.11.11]
- 32) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規定に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準。
http://www.hourei.mhlw.go.jp/cgi-bin/t_docframe.cgi?MODE=hourei&DMODE=CONTENTS&SMODE=NORMAL &KEYWORD=&EFSNO=407 [引用日 2009.12.10]
- 33) 救急病院等を定める省令。http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S39/S39F03601000008.html [引用日 2009.9.28]
- 34) ウィキペディア。救急指定病院。[引用日 2009.11.26]

(文責：寺澤裕子/関西労災病院)